

○新潟県中東福祉事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例施行規則

平成 29 年 3 月 31 日組合規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、新潟県中東福祉事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例(平成 29 年組合条例第 3 号)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第 2 条 五泉市情報公開・個人情報保護審査会条例施行規則（平成 18 年規則第 17 号)の規定をこの組合の規則として準用して適用する。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。